

秋田労福協発第34号  
2014年11月19日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田県労働福祉協議会  
会長 東海林 悟

## 生活困窮者自立支援制度の構築に向けた要請

日頃の秋田県政へのご尽力に、心から敬意を表します。

さて、2013年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、2015年4月から新制度が実施されるのに伴い、制度を実効性あるものにしていくため、当秋田県労働福祉協議会におきましても早急に準備に入り、制度整備を進めていく事が喫緊の課題であると考えています。

また、本制度の定着と発展を通じて、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会・地域づくりにつなげていくことも重要です。その為にも、官民による幅広い協働ネットワークのもと、地域・分野ごとでそれぞれの強みを活かし、地域の総合力で進めることが必要であると考えます。

当協議会としてもこうした立場から、各自治体における実施体制の検討にあわせて、新たな支援制度と暮らし何でも相談の窓口であるライフサポートセンターや関係組織との連携も含めて、可能な協力関係を進めていきたいと考えております。

つきましては、貴職におかれましては、生活困窮者自立支援制度の構築に向けて、速やかに以下の対策を講じられますとともに、全県下において同様の取り組みが進展するよう、市町村への情報提供・調整・支援を行い、指導性を発揮されますことを要請いたします。

### 記

1. 生活困窮者自立支援制度の構築に向けて、早急に具体的実施方法を検討し、体制整備に取り組むこと。検討にあたっては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」といった本来の趣旨・理念を十分に踏まえた制度設計を行うこと。

2. 福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制を構築すること。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる体制にするとともに、支援員等の人材育成においては労働相談にも対応できるような研修も組み込むこと。
3. 2013年度補正予算で措置された「生活困窮者自立支援制度施行円滑特別対策事業」を積極的に活用し、民間の支援団体・関係者との連絡会議などを開催し、包括的な支援体制やネットワークづくりについて協議すること。あわせて新制度の普及・啓発、地域における生活困窮者の実態調査、中間的就労事業者の参入促進をはかるための事業などを行うこと。
4. 制度設計や運営にあたっては、生活保護の水際作戦、就労の強制、貧困ビジネスの参入による労働法制の潜脱をまねかないよう、生活困窮者自立支援法設立の際の参議院および衆議院における厚生労働委員会附帯決議の以下の項目について関係機関や支援現場への趣旨の徹底をはかること。
  - ① 「自立支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行う」こと。また、「自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずる」こと。(第1項)
  - ② 「生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困難者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。」(第3項)
  - ③ 「いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについて定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。」(第5項)
5. 2015年度からの本格実施に向けて、支援員の確保等の体制整備、人材育成、支援ツールの拡充など必要な予算の確保をはかること。また支援効果の評価にあたっては、経済的自立(就労)のみならず、日常生活や社会生活

における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価される尺度を設定するとともに、支援を行わず放置した場合の社会的コストについて考慮すること。

6. 本人の状態や希望にあった就労先や居場所などの「出口」をつくっていく地域戦略を重視すること。また、就労訓練事業（中間的就労）や家計再建支援事業の受け皿となる協同組合、協同労働、NPO、社会的企業などが育つ仕組みや支援（補助、優先発注等）について検討すること。
7. 相談窓口における支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応を図ること。
8. 生活困窮者支援制度の検討・実施・運営を通じて、生活困窮者・貧困を生み出す社会的背景や政策課題をも明らかにし、生活困窮者を生み出さないための政策・制度の改善にフィードバックしていくこと。

以 上